

別記様式

会 議 概 要 書

審議会等の名称	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議
担当部課名	健康福祉部 高齢者福祉課
会議の開催日時	平成25年2月6日(水) 午後 1時30分
会議の開催場所	磐田市総合健康福祉会館2階生活訓練室
出席者(職・氏名)	磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議委員9名 事務局3名
議 題	(1) 平成23年度 高齢者虐待発生状況報告 (2) 高齢者虐待対応事例報告 (3) 意見交換 (4) その他 講演会アンケート結果
配付資料等の件名	・平成23年度 高齢者虐待発生状況報告書(国・県)
概 要	<p>【開会】&lt;高齢者福祉課長&gt; 【会長あいさつ】 【議事】 ※注 個人が特定される可能性のある部分については●で表示しています。</p> <p>【会長】皆様のお手元に議事次第が配布されておりますので、議事次第に従って議事を進めてまいりますので、よろしくお願いいたします。はじめに、「次第3(1)平成23年度高齢者虐待発生状況報告」について、事務局からお願いします。</p> <p>【事務局】昨年の12月4日から10日の人権週間に合わせ、国及び県から平成23年度の高齢者虐待防止法に基づく調査の結果が公表されました。市の件数と合わせて報告します。資料1をご覧ください。資料は養護者(高齢者の世話をしている家族・親族・同居人)による虐待の調査結果です。1ページ。最初の表は平成23年度の相談・通報件数です。国は2万5千636件、県は923件、市は20件です。相談通報者は「介護支援専門員・介護保険事業所職員」が国県市とも最も多く、4割近くを占めます。続いて国県では「家族・親族」から、市では「被虐待者本人」からとなっています。昨年度と比較すると、磐田市では民生委員の方からの通報割合が伸びていますが、国レベルでは、ほぼ昨年度と同様の割合となっています。中央の表は、相談・通報があった内、虐待ケースとして認定した件数です。国・県・市の通報件数に対する虐待と判断された件数の割合は、其々65%・44%、65%となっています。一番下の表は養介護施設従事者による虐待件数の表です。養介護施設従事者とは、介護施設や介護サービス事業に従事する人のことです。全国で151件、静岡県内では1件報告されています。国の件数は、昨年度と比較して6割近くの増加となっており、本市では施設従事者による虐待は発生していませんが、今後も介</p>

護相談員等の聞き取りにより虐待が発生しないように注意していきます。2ページをご覧ください。「虐待の種別」ですが、身体的虐待が最も多く、虐待と判断されたケースの6割以上にみられます。構成割合については、国は昨年度と大きく変わっていませんが、県では身体的虐待、介護放棄、経済的虐待が増加しています。これは、「息子の失業等により世帯的に経済状況が厳しくなり、親の年金を搾取し、介護サービスを入れられなくなり、結果として家族介護によるイライラから手を出してしまう」という複合的な虐待ケースによるものです。なお、カッコ内の数字は、虐待と判断された件数に対する割合で、一つの事案に虐待類型が複数あることもあるので、合計は、虐待件数とは合致していません。3ページをご覧ください。3ページ上の表は、「虐待者の続柄」ですが、国県市とも「息子」が最も多くなっています。傾向としては、今まで比較的虐待者となっていなかった「実の娘」からの虐待割合が伸びています。なお、磐田市の「その他3件」は、兄弟姉妹あるいは婿からによるものです。下の表は虐待への対応としての分離の有無です。国県市とも分離した事例は3割強です。分離しない理由は、緊急性を要しない限り、介護負担が原因の虐待であれば介護サービスを見直すことで対応可能なケースが多いからですが、経済的虐待については根本的な原因の解決に時間がかかるため、虐待の状態が長期化する傾向があります。次に4ページ、「非虐待者の状況」です。①の性別は圧倒的に女性が多いです。②は虐待されていた人の介護度ですが、国県市ともおよそ3分の1は介護認定がありませんでした。要支援1から介護5までは表のとおりですが、介護認定がある中では介護1から介護4までが多くなっています。③は介護認定されている人の認知症日常生活自立度の表です。昨年度は、磐田市においては介護認定されていた被虐待者は、全員認知症状がありましたが、本年度は認知症のある方への虐待は全体の4分の1でした。総括的に23年度にみられた特徴としては、○相談・通報件数は増加している、○養介護施設従事者による虐待件数が全国的には増加している。○静岡県では身体的虐待、介護放棄、経済的虐待が増加している。○実の娘からの虐待割合が伸びている。○磐田市では通報件数は昨年度と同数だが、虐待と認定された件数は減少した、となります。以上です。

【会長】国、県、市の平成23年度の高齢者虐待防止法に基づく調査の結果でしたが、質問はございませんか。

【会長】私から総論的に聞きますが、21年度から23年度までの結果により、どのような変化や特徴がありましたか。

【事務局】通報件数は21年度と22年度は同数ですが、虐待と認定された件数が減少したということで、虐待と疑われるケースの通報をいただける状況となりました。しかも、その通報件数のうち民生委員の方からの通報が伸びており、民生委員への虐待の認識が浸透していることから、今後も啓発が必要であると感じています。もっと通報先の団体の幅が広がればとも考えております。

【会長】通報いただけるのが、今までは施設側とかケアマネさんだとかの通報が主だったのが、民生委員の方々の通報も増えてきたということですね。

【事務局】はい。

【会長】そのあたりは民生委員の方々の対応に変化はあったのですか。

【委員】私の担当する地区では、不登校の相談等は上がってきましたが、高齢者虐待の事例はありませんでした。しかし、民生委員の高齢者部会では、虐待講演会には全員出席しようということになりまして、そのような啓発の効果が上がってきた結果なのかも知れません。

【会長】通報が多くなれば良いというものでも無いが、とにかくみんなの目で関心を持ちながら監視していこうという思いが育ってきたということですね。

【事務局】市としては、昨年度から市民会議を立ち上げたりしまして、市民のみなさまで見守りをしていく体制づくりをしました。それと合わせて認知症サポーターの養成講座を行いまして、人数も3,000人を超えまして、そのようなことから見守りの体制が広がってきているのかなと感じています。

【委員】通報者が虐待者自身というのはどのような状況ですか。

【事務局】虐待を受けても相談者が居ない方の事例です。特に要介護認定が付いていない方は、ケアマネも居ないし、近所にも相談者が居ない、そういった狭間の方が地域包括支援センターに直接相談して、(途中で)

【委員】それは、被虐待者の相談ケースではないですか。

【事務局】失礼しました。ひきこもりの息子さんが虐待者のケースですが、本人も現状はこのままではいけないと感じていたのですが、今の世の中ではなかなか思うように就職できずに、親からも注意されるため、つい手が出てしまうような状況です。虐待者本人も現状ではいけないと感じて、地域包括支援センターへ連絡を入れた事例です。

【会長】過去には無かったですか。

【事務局】殆どありませんでした。

【会長】他にはありませんか。

【各委員】(特になし)

【会長】続いて、「次第3(2)事例報告」について、事務局からお願いします。

【事務局】平成24年度において虐待と判断された事例は、現在11件です。その中から●●地域包括支援センターが関わったケースを担当職員から報告致します。

【事務局】今回報告する事例を端的に表現すると、「母親への暴力発見を機に発達障害の疑いがあるひきこもりの息子の支援につながった事例」と言えます。事例の説明をする前に、皆さんは大人の発達障害という言葉を知っていますか？そもそも発達障害とは脳機能の発達に関係する生まれつきの障害で、自閉症やアスペルガー症候群、学習障害、注意欠陥・多動性障害(ADHD)などの総称として使われます。知的障害とは区別されるもので、1980年代後半から1990年代にかけて認知されてきた、いわば新しい障害です。例えばアスペルガー症候群の特徴としては、知能は正常、もしくは高くても、言われたことを鵜呑みにしたり、冗談が通じなかったり、その場の雰囲気を読んだり・人の顔色をうかがう事が苦手です。物事に優先順位をつけられず同時に二つ以上の事を行うのが苦手です。一度ついた考えが変えられなかったり、臨機応変に対応できず予期せぬ出来事にパニックを起こす事があります。発達障害の特徴は一括りにできませんが、全体的にコミュニケーションや対人関係を作るのが苦手なパターン化した行動や興味関心の偏りがあったり、こだわりがあったりします。学校の勉

強についていけなかったり、社会性が乏しく孤立していると子どもの頃に発達障害とわかる事もあります。しかし、発達障害の人の中には学業においては成績優秀で大学へ進学する人もいます。子どものころには不具合が感じられず、仕事をするようになって問題が表面化し、初めて発達障害だとわかる事もあります。これがいわゆる大人の発達障害です。虐待者である息子にはアスペルガー症候群である可能性があったことを念頭に置いて今回の事例をお聞きください。本人はAさん、●●歳代女性、介護保険の認定は受けていない自立した方です。本人とその夫、長男との3人暮らしです。夫は介護認定を受けてサービスを使っていますが、一部介助があれば自宅で生活ができる状態です。長男は未婚で高校卒業後、職を転々とし3年前から無職になり、ここ1年半位は引きこもり状態にありました。長女は磐田市外に嫁ぎ、次男は県外で独立しています。最初の通報者は●●病院の相談員でした。本人が長男に蹴り飛ばされ、階段から転落。病院に救急搬送され本人への暴力が発覚しました。相談員から通報を受けた高齢者福祉課の情報をもとに包括職員が病院へ駆けつけ、本人、長女、長男とそれぞれ話をしました。その時の長男の様子ですが、入浴もせず、髭も爪も伸び放題の状態でした。落ち着いて反省もしていましたが、「事故の瞬間の事は頭が真っ白になり覚えていない、たぶん自分がやったと思う。」と話していました。長男も自身の問題性を自覚しており、精神科への入院治療を希望しました。階段から落ちた本人は頭部挫創と全身打撲、命に別状はないものの吐き気を訴えたため即日入院となりました。事故当日、本人の夫は持病の手術の為に●●病院に入院しており、介護者不在による問題は発生しませんでした。翌日、長女、次男の付き添いのもと、長男は精神科を受診しましたが、医師の判断から入院にはならず通院をする中で判断をしていくという結論になりました。長男、長女、次男、高齢者福祉課、障害福祉課、包括職員で話し合いを行う中で、過去にもカッとなり数回以上母親を蹴った事があると長男が認めました。長女が母親と長男の分離を強く希望し、転落という重大な事故もあったので本人と長男を分離する方向で対応をしました。両親が自宅を出ていくという方法は経済的な負担も大きくなり、即時入所できる場所も無かったため、長男を長期滞在が可能な宿泊施設に宿泊させることで分離を図りました。病院の相談員から警察にも通報をしていたので本人の退院を待つ事情聴取を受けましたが、本人の希望で被害届は出さない事になりました。本人の当面の支援は市内に住む本人の姉が行い、長女も夜に訪問する事になりました。本人の安全は確保できましたが、長男の言動から発達障害が疑われたため、磐田市相談支援センター●●に長男の支援協力を依頼しました。磐田市相談支援センターは市から委託を受けた障害者相談の窓口です。長男と面談する中で、精神科での定期的な治療が必要になった場合や、関係者からの情報から療育手帳または精神障害者保健福祉手帳の取得を検討し、障害福祉サービスや就労に結び付ける方針を決定しました。父親が数年前に相談をしていた教育カウンセラーにも話を伺いましたが、その方は発達障害ではなく、生育環境によるものだと考えており、手帳取得のための証言は得られませんでした。また、長男が落ち着いてきたために精神科への通院も終了になり、障害福祉サービスの利用を断念することになりました。そこで、障害者支援センターが長男の相談役になることで、一般就労の支援を

していくよう方針転換をしました。障害者支援センターが定期的に長男の話聞きアドバイスする中で、階段からの転落事故から3か月後、長男は自分でみつけてきた会社に就職し、早朝から午前にかけて働くようになりました。宿泊施設の費用負担や長男の希望を踏まえ、家族内で検討した結果、長男が両親との同居を再開することになりました。勤務先では長男の一見変わり者にも見える言動をキャラクターとして捉えてくれたらしく、現在でも同じ職場で働き、勤務時間も延長されています。母親の怪我也も治り、入院していた父親も介護サービスを利用しながら生活ができています。長男からも障害者支援センターや地域包括支援センターとの関わりはこれからも持ち続けたいという希望があり、随時見守り連絡を取っている状態です。今回の事例は、虐待者言い換えれば養護者の支援を行なえたのが大きな成果と言えます。要因としては虐待者である長男が私たち支援者の介入を拒否しなかったことと、長男自身が就労に対して前向きであったことが考えられます。今まで対人関係に悩み、心を閉ざしていた長男ですが、周りに自分の悩みを聞いて応援してくれる理解者がいれば本人の力で社会復帰することも出来るのだと思います。今回の事例でははっきりと発達障害と診断されることはありませんでした。しかし、発達障害と診断できる期間は少ないですし、発達障害の人の中にはうつ病など他の疾患を合併したり、発達障害がひきこもりの要因になっていることもあります。家に引きこもり、自分の親と閉鎖的な空間にいることが虐待を誘発する可能性もあります。委員の皆さんにも、自治会等の社会の中でも、少し前なら「変わり者」で片づけられた人が居るかも知れませんが、もしかしたら発達障害かもということ、当事者の悩みを理解して頂けたらと思います。周りの方もこの方にはこういう言い方をしないと理解してもらえないと分ったうえで接していかないといけないので、お願いします。今回は、発達障害とかアスペルガー症候群という名称を覚えていただき、今後の支援に役立てていただければと思います。以上です。

【会長】息子さんの現在の状況はどうか。

【事務局】落ち着いています。夫を担当するケアマネさんから3人で食事をする姿を見たり、電話を掛けても今までは全く出なかった息子さんが出て対応してくれたり、非常に落ち着いているそうです。

【委員】今の報告で警察にも相談したとあり、結局被害届は出さなかったとありましたが、警察としては、何とか出してほしいと、常に言っています。今はおさまっても、後に何かあれば警察の対応としてはどうかということになるからです。被害者保護の観点から被害届は必要ですが、当事者は身内が加害者であることから、なかなか出していただけないのが現状です。警察としては一つの傷害事件として捉えますが、その後のケアが大事だと思います。ただし、再び何かあったら早急に警察への情報提供をお願いします。警察としては、やはり分離することが一番安全であると考えています。

【事務局】警察の全面的な協力で解決した事例も多々あります。ただし、今回の事例では、頭ごなしに息子へ対応すれば、息子は心の傷を負ってひきこもりが強くなってしまったと思うので、ケースによる見極めが大事だと思います。

【委員】警察ではケア対応まではなかなかできないので、連携し

て対応をお願いします。

【委員】発達障害の事例は最近多いのでしょうか。債務処理の仕事を行う中で、相談に来る方は何かしらの能力的に問題を抱えている方が多くて、就労はできず、生活保護の対象にはならず、精神科を受診させても医師からは治療の効果は上がらないと言われ、持っていくところが無くて困ってしまうことが多々あるのですが。今回のようにうまくいくケースは稀だと思うのですが、如何でしょうか。

【委員】たくさんは無いですが、今回は障害者支援センターと連携してうまくいったケースです。そのような形で繋げていくのが地域包括支援センターだと思ってください。

【委員】障害者支援センターがここまで動いてくれるのは、めずらしいと感じました。

【会長】今回のケースは連携がうまくいったケースですね。警察の方が言われたように、必ずしもこのようなケースばかりでなく、再発の恐れがあるケースもありますので、事後の連携を密に取る必要があります。

【会長】それでは次に、続いて、「次第3（3）意見交換」を行います。最初に資料4を説明していただけますか。

【事務局】12月12日に虐待防止ネットワーク会議主催で講演会を行いました。当日のアンケート結果がまとまりましたので報告致します。参加者は5割弱が民生委員児童委員の方で、講演会の目的である「現場に一番近い方々に聴いていただく」ということは達成できたと考えています。全体の回収数は112通でしたが、参加者はもう少し多かったと思われます。講演会の感想ですが、9割以上が「良かった」と答えています。不満のある方の意見としては、「同様の講演を聴いたことがある。」等、もう少し専門的な講義を希望されていた意見がありました。参加者の虐待に関する関わりの有無については、4分の3の方が虐待に関わったことの無い方でした。講師にも虐待に関わった経験の無い方にも分かり易い講義をお願いしておきましたので、参加者と講義内容のマッチングはうまくできたと思います。虐待の関わりのある経験者は、いろいろな立場で関わっています。自由意見で一番多かったのは、「事例をふまえてくれたので分かり易かった」という意見が多数を占めていました。

【会長】それでは、自由意見をお願いします。

【委員】私も特別養護老人ホームの職員ですので、資料にありました介護事業所職員の虐待については、身につまされる思いがします。介護職員は複数の症状の方々を介護するのが仕事ですが、そういった職員の精神的なフォローが大事なのかなとか、燃え尽きてしまう方もいまして、そういった方は退職されるのですが、事情で辞められない方が虐待を起こしてしまうということもあるので、常に職員の動向に注意しながら、磐田市ではゼロが続くようにしていければと思います。

【会長】医師会で虐待を話し合いされるケースはありますか。

【委員】医師会の医師が虐待に関して話すことは無いですね。横の繋がりや情報交換することはありません。

【委員】整形外科系の医師は割と虐待について言ってくれるのですが、医師と患者は信頼関係で診察を受けているので、(虐待の事実の有無は)一番言いにくいところかなとは思いますが。総合病院ではケースワーカーを通して相談が入るのですが。このまま

では心配で家へ帰せないとかです。

【会長】医師会ではそういう事は話し合われませんか。

【委員】個人の判断にお任せしている状況です。

【事務局】表では最初の相談者ということで、診療所の医師からの通報は出てきていませんが、地域包括支援センターが関わっているケース等で診察している医師から相談通報があるケースは何件かあります。

【委員】私は介護相談員をしていますが、施設をまわると高齢者に紫色のあざを見かけることがよくありますが、大変気になっています。施設職員に聞くと「高齢者になるとあのようなしみができやすくなる」と言われましたが、いかがなものでしょうか。

【委員】毛細血管が弱くなっているため、ちょっとぶつけただけでも皮下出血することがあります。

【委員】加齢による内出血でして、介助のために補助しただけでもなってしまうことがあります。

【委員】年々被虐待者からの通報が増えていますが、地域包括支援センターではそのようなケースに一番神経を使います。私たちが入ることで虐待がエスカレートする場合があります。

【会長】家族（介護者）の了解を取っているわけでは無いのですからね。そのような事例はありますか。

【委員】ありますが、虐待者が虐待を意識していないケースもあります。広報に虐待の記事を載せた時に、被虐待者から相談があったのですが、家族から孤立しているという訴えでした。この方は地域包括支援センターも長年関わっている方なのですが、本人と家族の考えにもギャップがあり、そういった溝のところをどうやって相談により埋めていくかを模索しています。

【委員】警察にも30年連れ添った夫婦の妻から相談があり、「結婚当初から暴力を受けている」と言うので、「どのような暴力ですか。」と聞くと、「言葉の暴力です。私は耐えられない」と言うのです。このような場合に「警告しますか。」と聞いて了解が取れば夫を呼び出して警告します。次にそれでも直らなければ離婚の希望を聞きます。それで希望すれば、暴力の危険もあるため分離を勧めます。結果として離婚が成立して、その後は一切会っていないという事例がありました。

【委員】単なる親子喧嘩でも鎌を持ち出す高齢者だったので、警察にも協力していただいたことがありました。

【会長】明らかに暴力があるのと、暴言による場合もあります。その場合はどこが対応しますか。

【事務局】市と地域包括支援センターで連携して、市が関与する必要があるケースでは最初から同行しますし、相談に乗れば対応できるケースであれば包括支援センターだけで対応します。

【会長】暴言だけのケースはどうなりますか。

【委員】介護疲れ等の原因をはっきりさせて、聴くことで解決を図る時もあります。ただし、必ず市に報告をして連携を図っています。

【委員】社協でも虐待に関わる事業を多々行っています。介護事業とか自立支援事業とか生活応援倶楽部とか。今年度は法人後見制度も始めました。虐待の事例はなかなか報告が入ってきません。職員にも虐待をもう少し意識して業務を行ってくれば良いと感じました。ところで、突発的な暴力と恒常的に行われる家庭内暴力とはどのように判断するのですか。

【事務局】暴力的な行為があれば、突発的でも恒常的でも行為自体は虐待ですが、大事なのは突発的に起こった暴力を継続させないことです。

【委員】講演会に参加したケアマネが関わっているケースで虐待があったのですが、その後に地域包括支援センターで話し合った事で、「ベテランのケアマネほど報告が遅れる」という意見が出ました。ベテランほど自分で解決しようという意識が働くようです。講師の先生が言われた「初期の段階でネットワークを持ちましょう。」という言葉に反比例しています。ケアマネからしてみると自分の持っている利用者から虐待のケースを出すのが嫌なのかなと感じます。多数のケアマネを抱える事業所では、ケアマネ間で初期の段階で打ち合わせを持って解決を図ることが大事だと思います。数を増やすのは抵抗があるかも知れませんが、後で出して取り返しがつかなくなるより、早期に解決を図るべきです。

【会長】今さらですが、虐待の判断はどのように行っているのですか。

【事務局】毎月各地域包括支援センターの社会福祉士が集まって社会福祉士会議を開きます。その場で虐待と思われるケースを持ち寄り、皆で検討して、皆の総意で判断しています。

【会長】虐待と判断された具体的な事例を挙げてみてください。

【事務局】逆に虐待と判断されなかったケースとしては、親子間で激しく言い争ったケースは単なる親子喧嘩と判断されました。

【会長】第三者から見れば子から親への虐待と見えたが、実際は親子喧嘩だったということですね。

【委員】事例検討のケースで、障害者支援センターへ相談を広げたのはどなたの判断ですか。

【事務局】障害福祉課へ相談を持ち掛けたところ、担当者も発達障害ではないかと判断されたため、障害者支援センターへ繋げていきました。

【委員】アスペルガーと判断したのはどのあたりからですか。

【事務局】白か黒かというような、グレーゾーンが無い話の仕方で、自分の思いが強くて他の方の意見を聞き入れないとか、全てを真に受けてしまうために職場での人間関係もうまくいかないと聞いたため、発達障害ではないかと思いました。

【委員】その辺の基本的な知識はどこで身に着けたのですか。

【事務局】社会福祉士の資格を取るための授業を受けた中での知識です。

【委員】私の部下にもそのような方がいますが、そういうところは多彩な個性と受け取るように研修を受けております。今後、地域の中などでもそのような方を見かけたときに、「変わっているな」で終わるのではなく、その人のためになるような一声を掛けることができる知識があれば良いなと思いました。担当の職員や相談に当たるものにも勉強するように伝えておきます。

【委員】能力が不足した方が相談に来た時に、病名が付けば支援の手が差し伸べられますが、付かないと支援が受けられないため、その辺の幅を持たせて対応していただければと思います。

【会長】難しいところですね。それが個性だと言われればそれまでです。

【委員】どれだけそのような方に合せたいろいろなサービスを提供できるかが、相談者の能力になりますので、そういった能力を磨いていく必要があると思います。社会の中ではサービスを受け



	<p>る場合にもどこかで線を引く必要がありますが、グレーゾーンの方にも支援は必要なわけですし、昔は地域とか篤志家とかが支援の手を差し伸べたのですが、それは社会の安定のためであったと思います。とりあえずファーストタッチは市の職員に申し出ていただいて、必要なサービスを受けられるように繋げていけるように努力していければと思います。</p> <p>【委員】私のところへ相談に来る方は、100万円の借金も返せない方でして、そういう方はそもそも能力の低い方なのですが。</p> <p>【委員】昔は身内でそういった方の肩代わりをしていたところもあったのですが、現在は第三者が解決する必要があります。それが良いのか悪いのかは判りませんが、少なくとも公平な世の中になったのではと思います。</p> <p>【会長】意見も無ければ、これで閉会したいと思います。</p> <p>4 閉 会</p> <p>【課長】本日はご意見等ありがとうございました。以上を持ちまして閉会させていただきます。ご協力ありがとうございました。</p>
<p>備 考</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・傍聴者の定員－会長が会議ごとに決定する。</li> <li>・傍聴手続き－傍聴者申込書に住所、氏名を記入する。</li> <li>・その他、磐田市高齢者虐待防止ネットワーク会議傍聴要領に基づく。</li> </ul>